

新潟県中越沖地震被災者住宅再建資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県中越沖地震により自ら居住していた住宅に被害を受けた者（以下「被災者」という。）であって、被災した住宅の再建のために資金の借入が必要な者に対し、必要な資金を貸付けることにより、被災者の住宅再建を円滑に行うことを目的とする。

(金融機関の指定及び資金原資の預託)

第2条 知事は、資金の貸付を行うべき金融機関を指定し、当該金融機関（以下「金融機関」という。）に対して毎年度予算の範囲内において知事と金融機関が協議して定める額を預託するものとする。

2 前項に定めるもののほか、預託の条件については、別に定める契約によるものとする。

(貸付の対象者)

第3条 この資金の借入申込を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)被災者であって、県内において、自ら居住するための住宅の建設又は購入、若しくは補修をする者
- (2)住宅金融支援機構又は金融機関から下表に掲げる金額を借り入れても、資金が不足する者

区 分	金 額
住宅の建設・購入	1,100万円
住宅の補修	590万円

(貸付金額等)

第4条 貸付金額、貸付期間及び貸付利率は、次の表の当該各欄に掲げるとおりとする。

区 分	貸付金額	貸付期間	貸付利率
建設・購入	1戸当たり10万円単位で50万円以上800万円まで	25年以内	(当初10年) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利()より1%低い金利
補修	1戸当たり10万円単位で50万円以上400万円まで	20年以内	(11年目以降) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利()と同じ 申込受付時の金利

(償還方法)

第5条 資金の償還方法は、貸付を受けた月の翌月から元利均等の月賦償還とする。ただし、金融機関の定めるところにより元金の全部又は一部について繰上償還をすることができる。

(債権保全等)

第6条 担保及び保証人の設定等その他の貸付条件は、金融機関の定めるところによる。

(申込の方法)

第 7 条 この資金の貸付を受けようとする者は、借入申込書（別記第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添付して、金融機関に申し込むものとする。

- (1) 市町村が発行するり災証明書の写し
- (2) 情報提供承諾書（別記第 2 号様式）

2 前項の受付期間は、別に定める。

(貸付予定者の選定)

第 8 条 金融機関は、前条第 1 項の借入申込書を受理したときは、申込の内容を審査し、各金融機関の審査基準により貸付の可否及び金額を決定し、申込書の写しに応募者名簿（別記第 3 号様式）及び市町村が発行するり災証明書の写しを添付して遅滞なく知事に送付するものとする。

2 知事は、前項の借入申込書の送付を受けたときは、第 3 条の要件に適合するか否かを審査し、毎年度の予算の範囲内において貸付予定者を選定し、その結果を別記第 4 号様式により金融機関に通知するものとする。

3 金融機関は前項の通知を受けたときは、速やかに申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 金融機関は、第 3 条の要件に適合していることを証する書面等で確認の上、貸付を受けようとする者と金銭消費貸借契約を締結し、この資金を貸し付けるものとする。

(資金の受取)

第 10 条 資金の受取の時期は、金融機関と前条の契約を締結した後とする。

2 第 7 条第 1 項の申込の日の属する年度の翌年度末までに資金の受取ができない場合は、貸付の決定は効力を失うものとする。

(貸付決定の取消等)

第 11 条 金融機関は、貸付決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事に協議し、既に行った貸付決定を取消し、又は金銭消費貸借契約を解除することができる。

- (1) 住宅金融支援機構又は金融機関の貸付を取り消されたとき。
- (2) 貸付を受けた資金を貸付の目的以外に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

2 金融機関は、前項の規定により、貸付決定を取り消し、又は金銭消費貸借契約を解除したときは、速やかに知事にその旨を報告するものとする。

(報告等)

第 12 条 金融機関は、貸付を実行した場合は、実行日の翌月末までに、借入申込の辞退があった場合は、辞退後速やかに、別記第 5 号様式により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の定期報告のほか、必要に応じ随時金融機関に対し報告を求め、又は貸付業務の内容について調査することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この資金の貸付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 29 日から実施する。